

事務連絡  
令和5年9月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 校庭等における危険物の確認・除去等について

今年4月、体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置された釘で裂傷を負うという事故が発生しました。このことも踏まえ、文部科学省においては、令和5年5月12日付け事務連絡で、確実な安全点検の実施について改めて依頼したところですが、その後の各地の安全点検において、校庭等から釘等の危険物が多数発見されたとの報道もあるところです。

学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要であり、文部科学省で作成している「学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）」においても、下記のとおり、校庭等における安全管理の項目を示しているところです。

については、各学校における安全点検の確実な実施について、よろしくお取り計らいいただきますよう、改めてお願いします。

### 記

- 学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）（P.117）

#### （2）校舎外・園舎外の安全管理

対象	項目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 砂場における危険物の有無</li><li>・ 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理</li><li>・ 地面の勾配や凹凸</li><li>・ 地面の排水状態</li><li>・ 危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無</li><li>・ ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化</li><li>・ 部外者や動物の進入の有無</li><li>・ 植生（目の高さの枝）など</li></ul> ※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。

#### 【担当】

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966